

はんしんカードローンカード規定

1. (カードの利用)

はんしんカードローンカード（以下「ローンカード」といいます。）は、当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）のオンライン現金自動支払機（現金自動預金支払機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受ける場合（以下貸越を受けることを単に「払戻」といいます。）および支払機または当金庫本支店の窓口において貸越金の臨時返済をする場合に利用することができます。

2. (支払提携先支払機の利用手数料)

- (1) 支払提携先の支払機を利用して払い戻す場合、または臨時返済をする場合、その支払提携先が支払機利用手数料（以下「手数料」といいます。）を定めているときは、支払提携先に対し所定の手数料を支払っていただきます。
- (2) 当金庫は（1）の手数料を、支払提携先の請求にもとづき支払機利用日付をもって自動的に貸越を行いその貸越金をもって支払提携先に支払います。

3. (支払機による払戻し)

- (1) 支払機を使用して払戻すときは、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証と金額をボタンにより操作してください。この場合払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは1千円単位とし、1回あたりの払戻し金額は、当金庫（支払提携先の支払機利用の場合はその支払提携先）が定めた範囲内とします。
- (3) 支払提携先の支払機を利用して払戻す場合、払戻し金額と手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、払戻すことができません。

4. (臨時のご返済)

- (1) 支払機を利用して臨時のご返済をするときは、支払機にローンカードを挿入し、ボタンにより操作してください。
- (2) 支払機による臨時ご返済は1千円単位で、当金庫（支払提携先の支払機利用の場合はその支払提携先）が定めた範囲内とします。
- (3) 支払機を利用しないで臨時の返済をするときは、当金庫本支店の窓口でローンカードを提示することによりご返済できます。

5. (支払機故障等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により支払機による取り扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当金庫が定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でローンカードにより払戻しまたは返済することができます。

- (2) (1)による取扱いは、当金庫所定の用紙に氏名、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。

6. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないように保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合は、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けた時は、直ちにカードによる払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

7. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

8. (お借り入れ、ご返済の明細)

ローンカードによりお借り入れまたはご返済いただいた金額の明細は、3ヶ月毎にお届けいたします。

9. (解約等)

- (1) カードローン契約を解約する場合には、直ちにローンカードを当店に返却してください。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がローンカードの利用を不当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい、直ちにローンカードを当店に返却してください。

10. (譲渡、質入れ等の禁止)

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

11. (カード発行手数料)

ローンカードの再発行に当たっては当金庫の定める発行手数料をお支払いいただきます。

12. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、カードローン契約書の各事項によります。

13. (規定の変更等)

本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページおよびその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

以上

令和4年10月1日